

## 第5号議案

### 三木市人権・同和教育協議会 2026(令和8)年度 活動方針

#### I 基本方針

三木市人権・同和教育協議会(以下「三同教」)は、基本的人権の尊重、自由と平等を基調とし、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決をめざし、三木市民自らが市と協働し人権尊重のまちづくりをすすめることを目的に1968(昭和43)年に設立されました。

また、兵庫県下で最初の人権条例となる三木市が誇る「三木市人権尊重のまちづくり条例」が2001年に制定されてから25年が経ちました。この間私たちは、条例の前文の最後に謳われている「私たち三木市民は、世界人権宣言及び日本国憲法の理念の下、すべての人の人権が尊重され、明るく住みよいまち、三木市をつくるため、この条例を制定する。」ことを内実化するために、市民の皆様と手を携えて活動を進めてきました。

その成果として、本人通知制度の拡大やパートナーシップ制度の導入など、新たな課題に対しても着実に成果をあげてきています。

しかしながら、今日の人権をめぐる状況を見ると、国内においてはインターネット上での誹謗・中傷や晒しの問題、外国人にかかわる問題、ヤングケアラーなどの子どもたちにかかわる問題、社会環境にかかわる問題など、急速な社会の変化に対応した、新たな人権問題に対する教育・啓発の創造が喫緊の課題になっています。

また世界では、人命をないがしろにする戦争や紛争が引き続き行われ、様々な場面で弱者の命が奪われています。さらに、国家による少数者を排除する動きも報道されています。

そのような中、私たち一人一人が改めて人命、人権について深く考える必要があります。そして、SNS上のフェイク情報や誹謗・中傷の蔓延などにより社会が混乱しているからこそ、私たちは、人権を尺度にした真偽を判断する力を改めて培わなければなりません。

そのためには、学校、職場、地域などあらゆる場面で人権尊重を我が事として捉え、人権を確実に保障するための活動を進めていくことが重要です。

三木市では、昨年「三木市人権尊重のまちづくり基本計画(第4次)」を策定し、人権施策の基本方針を作り上げました。現在それに基づき、学校や職場での人権教育や人権研修を充実させるとともに、地域における住民学習の充実や研究大会での啓発など、「住んで良かった」と思える三木市のまちづくりに向けて取り組んでいます。

さらに、人権にかかわる団体や個人がそれぞれの特色を活かした活動を行い、その結果として三木市の人権文化の創造に貢献されています。これらの人々が集まり交流することで、さらに人権尊重のまちづくりが進むと確信します。三同教は、その結集を担うように取組を進めてまいります。

2026年度は、市民がより積極的に参画し、新たな課題にも対応し、ステップアップしていけるように三同教は市民への支援を継続していきます。そして、With(ともに)&Open(ひらく)を合言葉に、三同教が市民に親しまれ人権の拠点になるよう努めていきます。

以上の基本方針をふまえ、以下の重点目標に取り組みます。

#### II 重点取組目標

I 研究大会をはじめ、上部組織の研究大会や各種研修会、部会活動等において、自ら考え、対話、交流を通して、深い学びとともに学ぶ喜びを実現するために、昨年度の方針を継承し、さらに組織拡大を図りながら以下の活動を実施します。

##### ① 研究大会では

・昨年度に引き続き、課題を焦点化し、各自の実践をより深めるために、意見交流を充実させた分科会にします。

- ・実践発表者へ研究費等の支援をおこないます。
- ・四役打合せ会を充実させ、分科会関係者との連携を図り、分科会の自主運営、活性化を図ります。
- ・若い世代をはじめ、参加者の拡大を促します。
- ・新たな課題に対応するために専門的知見を活かしたり当事者の願いに触れたりして、さらに社会のニーズに対応できる分科会を設けます。

#### ②専門部会では

- ・部会目標の共通理解と活動の重点化を図ります。
- ・「三同教だより」などを活用し、部会活動の広報に努めます。
- ・実践交流を充実させ、部会活動の活性化を図ります。
- ・各部会で様々な研修機会を設け、研修内容を充実させます。

#### ③住民学習では

- ・参加者が課題意識を共有し、互いの想いを交流することで、学習課題を焦点化し、参加者主体の学習会にします。
- ・地域の「人権リーダー」を活用した深まりのある住民学習を実施します。
- ・啓発 DVD の効果的な活用を図ります。
- ・他行事と同時に学習会を設けるなどの工夫を行うとともに、これまでの住民学習に加え、幅広い年代の方が人権に触れることができるように学習機会を広げていきます。

#### ④じんけんフィールドワークでは

- ・市民のニーズに合わせた企画を行うとともに、学習や啓発に活用できる体験学習も実施します。

#### ⑤三同教サポーター登録制度の組織を充実させ、個人会員や協力団体の登録をふやすなどの組織拡大を図ります。

### 2 学校教育分野では、子ども一人一人を大切にしたい人権教育をめざします。

- ①子どもの権利(生きる・育つ・守られる・参加する)を軸にした人権教育を進めます。
- ②中学校区での小中の交流など新たな仲間づくりの取組を進めると共に指導者の情報共有と相互研修に努めます。
- ③情報リテラシーをはじめとする、新たな人権課題にも対応し、人権意識の向上に係る実践を交流し、現場での活用に活かします。
- ④外国にルーツをもつ園児・児童・生徒など、多様な子どもたちへの指導を向上するための研修をサポートします。
- ⑤教職員の人権意識を高め指導力向上を図るための研修をサポートします。
- ⑥人権教育の実践をすすめるために、教職員の支援を行っていきます。

### 3 社会教育では、「市民の顔の見える」人権啓発をめざします。

- ①ラジオ啓発番組「じんけん・こころの小窓」に多くの市民に出演していただき、人権を身近なものとして捉えてもらえるように企画していきます。
- ②「三同教だより」については、タイムリーな話題や所属団体の活動紹介などを取り入れ、人権に触れる機会を広め、啓発の充実を図ります。
- ③三同教の活動に賛同し、協力していただく活動にかかる費用についてサポートしていきます。

### 4 三同教事務局では、SNS 上の人権課題を発信していくとともに、市民参加型のインターネット差別書き込みモニタリング事業を継続していきます。